

第2号様式

平成25年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成25年10月31日(木) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成25年4月1日から平成25年7月31日まで	
抽出案件	総件数 84件	(備考)
工 一般競争	53件	
標準指名競争	0件	
事 随意契約	6件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
業 一般競争	17件	
簡易公募型競争	2件	
務 標準指名競争	1件	
随意契約	4件	
委員からの意見・質問 、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見具 申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 入札方式別発注方法一覧表には不調・不落を原因とした再度公告入札に係る件数が記載されていないが、入札案件全体の把握及び案件抽出の選定に資するため、次回以降、不調・不落がどの程度発生したかが分かる表を作成していただきたい。</p> <p>2 業務の発注状況について 業務の発注方法の仕分け方を教えていただきたい。</p> <p>施設課発注とするか現地庁発注とするかについて、いかなる判断基準によっているのか。</p> <p>約1億円の発掘調査が現地庁となっている。</p> <p>3 指名停止等の運用状況について 指名停止期間を2週間としている事案は過去には余り見受けられず、過去の案件では1月が最短であったよ</p>	<p>本表は契約に至った案件しか計上しないためこのような記載になっていますが、今後は、審議対象期間に応じて、不調・不落に至った原因を基に集計した表を作成することとします。</p> <p>業務内容が定型的標準的なものは競争入札方式、高度な技術力を必要とするものはプロポーザル方式としています。そして、基本設計から含めて発注するものが公募型であるところ、法務省においては基本設計の発注はしていませんので、原則、簡易公募型プロポーザル方式によることとし、時間的制約により公募することができないものは標準型としています。</p> <p>基準等はありませんが、大規模工事あるいは高度な技術力を要する業務は施設課で、標準的定型的な小規模な案件及び現地の要望により実施する小規模改修や模様替などは現地庁発注としています。</p> <p>発掘調査は文化財保護法に基づき、地方公共団体にその調査権限が委譲された調査であり、他者が同調査に入ることはできません。そのため、地方公共団体との関係もあり、現地において実施する方が妥当との判断で実施しているものです。</p> <p>指名停止の措置期間については先例及び他省庁の措置期間を参考に判断しています。近年、指名停止期間の要領を変更していな</p>

<p>うに思われる。厳しくなったのか。</p> <p>4 工事抽出案件について</p> <p>(1) 平成25年度八街少年院外堀・囲障整備工事[一般競争入札]</p> <p>不落随契はしないものとして運用していたように思うが、いかなるルールによって当該可否を判断しているのか。</p> <p>現地庁の支出負担行為担当官が個別に判断するのは大変ではないか。加えて、不落随契はしないという原則があるので、例外的な取扱いをする場合の対応や基準を検討すべきではないか。</p> <p>(2) 静岡刑務所炊場・講堂棟等新営(建築)工事(第7回変更)[随意契約]</p> <p>原契約に対して、変更後の金額が大きい。今後、材料費、労務費の更なる高騰が見込まれ、落札率の低い案件について設計変更したときに金額が折り合わないことも想定されるので、設計変更はなるべく抑制した方がよい。</p> <p>変更契約によって新工種を内容とすることはあるか。</p>	<p>いので、処分内容をより厳密に検討するようになったものと思われま。</p> <p>なお、現在の基準においても最短の指名停止期間は2週間であり、審査基準が変更されたということはありません。</p> <p>原則として不落随契への移行はしないという運用は堅持すべきと考えており、当該案件に緊急性があるか、再度の手續において参加者が見込まれるか、そして、予定価格と入札金額とが僅差であり、当該業者が随契交渉に応じるかなどを発注者が総合的に勘案して判断しています。</p> <p>一律の基準を設けることは適切ではないので、個別の案件ごとに慎重に検討した上で判断するしかないと考えています。例えば、同じ矯正施設でも倉庫と収容棟では緊急性の度合いが違うと考えられるなど、当該建築物によって達成される行政目的が異なるので、透明性公正性の確保は前提とした上でそれらを総合的に判断していきます。</p> <p>現在も厳しい折衝を重ねている状況であり、引き続き留意していきたい。</p> <p>原則ありません。</p>
---	--

<p>5 業務抽出案件について</p> <p>(1) 八代拘置支所等実施設計業務 [簡易公募型プロポーザル] 予定価格の作成は技術提案の内容に基づいて作成するのか。</p> <p>ヒアリングはしているのか。</p> <p>(2) 石巻拘置支所等耐震診断業務 [一般競争入札] 耐震診断業務は、耐震補強まで含まれているのか。</p> <p>(3) 山形刑務所医務・病室棟等新営工事 監理業務[簡易公募型競争入札] 参加表明者が4者だけとのことだが、要件が厳しかったのか。</p> <p>前回手続時と比較して何か要件を緩和したか。</p> <p>(4) 八街少年院静穏室棟等設計業務 [標準指名競争入札] この業者は過去に同様の設計業務を実施したことがあるのか。低入でも問題ないのか。</p>	<p>業務量・内容に基づいて事前に作成します。</p> <p>必要に応じてすることとされていますが、法務省における実施設計業務は基本設計から発注するのではなく、基本設計は法務省で実施し、実施設計のみ発注しているため、特段の必要がなければヒアリングする必要はないと考えています。</p> <p>耐震診断業務にはその後の改修方法の提案も含まれているが、耐震補強に係る実施設計については別に発注することになります。</p> <p>監理業務は現地に足を運ぶ必要があるなど手間が掛かり、人気がないのが実情であり、受注者の確保に苦勞している状況にあります。</p> <p>また、工事場所の山形市が仙台市から高速道路を利用して約1時間と東日本大震災の被災地に近接しているということもあられると思われます。</p> <p>総合評価を外した上で、技術者の専任要件を緩和しました。</p> <p>過去実施したかは不明ですが、当該設計業務はさほど難しいものではなく、初めての業務でも一級建築士の資格があ</p>
--	--

<p>本業務は一室だけなのか。各業者の入札金額になぜこれほど差が発生しているのか。</p> <p>低価格入札調査結果を見ると、「その価格により入札した理由」が「積算ミス」という記載があるが、積算ミスを認めている会社に業務を発注することが許されるのか。積算能力がない業者であるという判断はできなかったのか。</p> <p>(5) 駿府学園実施設計業務 [随意契約]</p> <p>原契約金額約1億円に対し、変更後の金額が1,600万円と大きな金額であり、「近隣住民の要望」によって変更せざるを得ない場合もあると思うが、このような変更契約は事前の努力により避けるべきである。</p>	<p>り設計の実務経験があれば履行は可能です。</p> <p>一室です。入札金額の差については、経験の有無や入札意思が関係しているのではないかと思います。</p> <p>本件は、そもそも低入調査対象外の業務であるところ、念のため本調査を実施したものであり、総合的に判断した結果、履行意思及び工事費の積算能力を有していると認められたので、本業者において履行可能と判断したものです。</p> <p>このようなことがないよう、なるべく事前説明を充実させるなどの努力はしていきたいと思います。</p> <p>なお、本件変更は、住民等の要望を取り入れた結果、当初1棟としていた計画を4棟の転がし計画に変更せざるを得なくなったものであり、住民説明が遅れたことによるやり直しではありません。そのため、設計数量の増加に伴う経費負担はあるものの、手戻りによる経費は発生しておらず、国損も生じておりません。</p>
---	---